

## ◇スポーツ安全保険について

：スポーツ保険とは **スポーツ安全協会**が契約者、**松戸市カヌー協会**が被保険者、となり、**損害保険会社**との間で**カヌー協会の所属員に起きた事件事故の補償を行う**ものです。

(要約)松戸市カヌー協会が監督指導している中で起きたケガ及び損壊事故を補償する保険です。所属員の治療・補償負担を軽減するとともに協会の指導者、チームリーダー等を守るものにもなります(責任を回避するものではありません)。

：補償の種類は ①傷害補償(ケガ) ②賠償責任補償(物損・対人)  
③突然死補償

：保険掛け金 (省略：あらかし参照)

：補償額 (省略：あらかし参照)

：補償対象 松戸市カヌー協会の**管理下**<sup>※1</sup>における**団体活動中**<sup>※2</sup>の下記事件事故が対象。  
①急激で偶然に起きた事故。(傷害補償)  
②各人の所有物により破損あるいはけがをさせた場合。(賠償補償)  
③突然死

：保険の適用範囲 **※1 松戸市カヌー協会が定めた(認めた)活動計画に基づき、監督者の指導・指示に従った活動中の**事件事故。  
**※2 松戸市カヌー協会がスポーツ協会に提出した名簿にあるものが集って活動した中での**事件事故。

：適用範囲の詳細 1) **松戸市カヌー協会が認めた活動**であること。  
：委員会活動：理事会承認ツアー：協会主催合宿：公的試合参加：競技説明会参加：カヌー関連資格取得：レクリエーション：ボランティア等。  
2) 松戸市カヌー協会**細則第3条7の指定区域**での練習活動。  
：江戸川(上葛飾橋上下3Km)  
：坂川放水路(管理事務所前)  
：松戸市民プール

: 御岳溪谷（発電所～市民球場間の2Km内の区間）

: 長瀬（親鼻橋～田島駐車場間の2Km内の区間）

3) 活動は**保険登録名簿人**が複数人で行っていること。

(注意点) ①トレーニングセンター、強化合宿、他カヌースクール等松戸市カヌー協会の管理（安全上の指導等）が及ばないところへの参加は適用されない。

②団体活動の適用範囲は、集合してから解散まで。

③松戸市カヌー協会の承認とは事後の活動報告が義務付けられません。

よくある質問

Q. 保険に加入していればすべてのスポーツ活動に適用されますか。

→加入手続きを行った団体の管理下における団体活動のみで、適用されません。

Q. メンバーの一人が他の団体でスポーツ保険に加入していますが適用されますか。

→活動する団体ごとに加入する必要があります、適用されません。

Q. カヌー以外のスポーツを行っても適用されますか。

→団体の管理下で行われる活動であれば適用されます。江戸川清掃活動、キャンプ等

Q. 他団体・会社の講習を受講する場合に適用されますか。

→松戸市カヌー協会が認めた机上及び見学等の講習には適用されます。 以外の技術指導・訓練等（ロール講習・ラフティング・カヌー講習）では協会の管理が及ばないので適用されません。他団体・会社の加入している保険が適用されます、無保険の場合には受講を推奨しません。

Q. 他団体の人の救助中にけがをした場合、救助中に相手にけがをさせた場合には適用されますか。

→ けがをした場合には傷害補償が、相手にけがを負わせたり相手の機材を損壊させて相手から賠償を請求された場合には損害補償が適用されます。

Q. 指定区域での活動で、ノート記載を忘れてしまいましたが適用されないのですか。

→軽微なミスでは不適用にはしませんが、それが常習であったり、故意であれば理事長承認が得られない（補償が受けられない）こともあります。